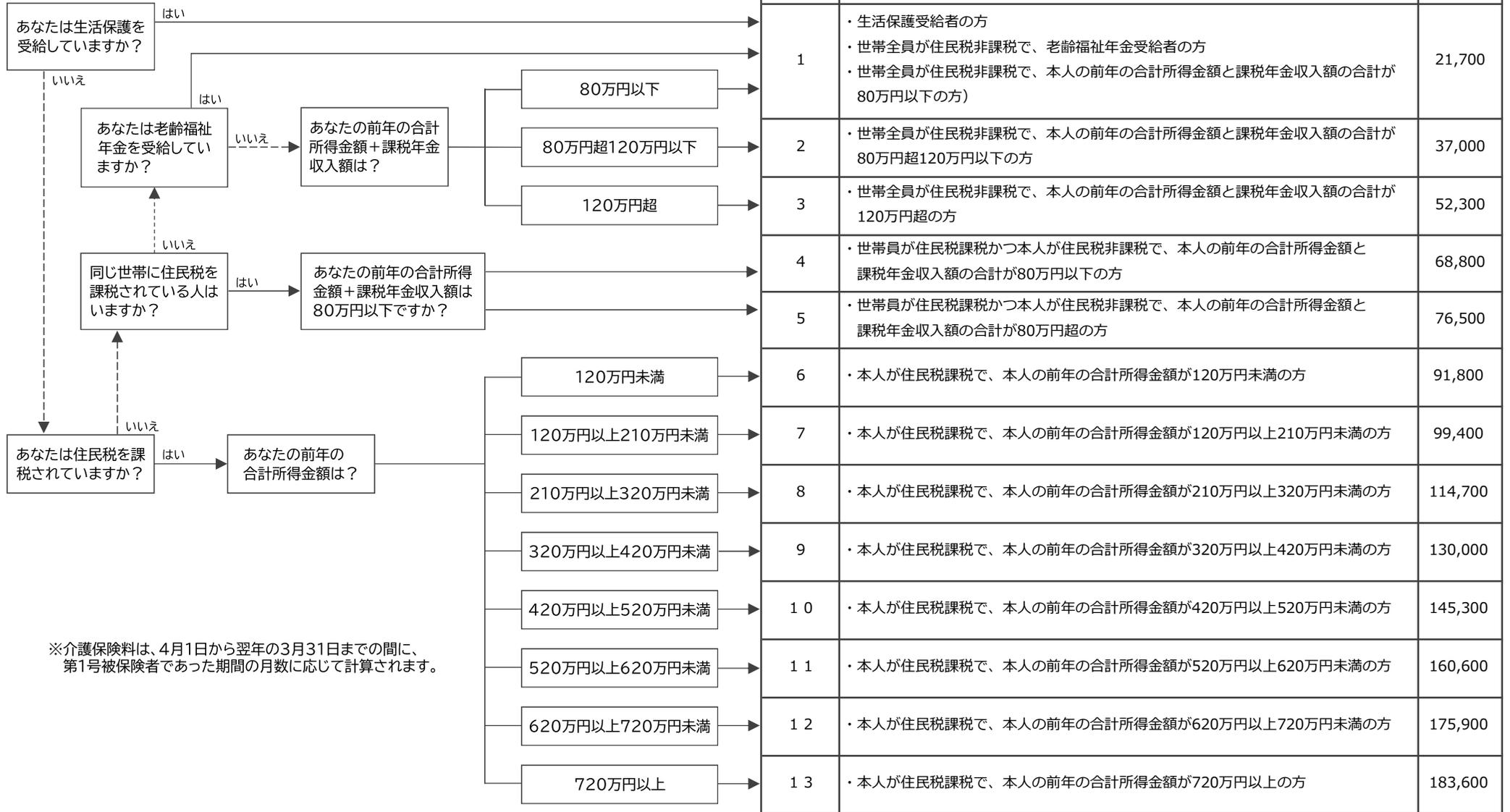


## 《 R6～R8年度 介護保険料(年額)フローチャート 》



※介護保険料は、4月1日から翌年の3月31日までの間に、第1号被保険者であった期間の月数に応じて計算されます。

老 齢 福 祉 年 金 : 明治44年4月1日以前に生まれた方、または大正5年4月1日以前生まれの方で一定の要件を満たしている方に支給される年金です。

合 計 所 得 金 額 : 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類によって計算方法が異なります)を差し引いた金額のことで、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額になります。ただし、長期及び短期譲渡所得については特別控除後の金額となります。

課 税 年 金 収 入 : 税法上課税対象の収入となる公的年金等収入(国民年金・厚生年金・共済年金など)のことで、遺族年金・障害年金・老齢福祉年金などは含まれません。